

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）を含有する消火剤の禁止に関する改正の解説

1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されているペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）を含有する消火剤の禁止に関する改正について、その内容を解説する。本改正に伴い、鋼船規則B編、R編、鋼船規則検査要領B編、R編、高速船規則／同検査要領が改正されている。なお、本改正は2026年1月1日から施行される。

2. 改正の背景

有機フッ素化合物の一つであるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下、「PFOS」という。）は、優れた撥水性、撥油性及び熱・化学的安定性を有していることから、研磨剤や殺虫剤、泡消火剤などの様々な分野で使用してきた。しかし、その化学的安定性から環境中に残留しやすく、また、人体や野生生物への有害性が指摘されていることから、「残留有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」にて、2010年から製造及び使用が国際的に制限されている。

一方で、船用品についてはPFOSの制限が規定されておらず、一部の現存船などにおいてPFOSを含有する消火剤が現在も搭載されている。これを受け、2023年5月に開催されたIMO第107回海上安全委員会（MSC107）において、PFOSを含有する消火剤の使用及び搭載を禁止するSOLAS条約第II-2章の改正が決議MSC.532(107)として採択された。また、高速船の安全に関する国際規則（HSCコード）についても、同様の改正が決議MSC.536(107)及びMSC.537(107)として採択された。

また、2025年5月に、PFOSを含有していないことをメーカーの宣言書又は試験所の試験報告書によって確認することなどを定めたIACS統一解釈SC309及びHSC11が採択された。

このため、決議MSC.532(107)、MSC.536(107)及びMSC.537(107)並びにIACS統一解釈SC309及びHSC11に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 決議MSC.532(107)、MSC.536(107)及びMSC.537(107)に基づき、PFOSを含有する消火剤の使用及び格納を禁止し、PFOSを含有する消火剤を本船から陸揚げする際に陸上の適当な受入施設に移送しなければならない旨を規定した。
- (2) IACS統一解釈SC309及びHSC11に基づき、PFOSを含有する消火剤の確認方法を規定した。新造船では製造中登録検査において、現存船及び消火剤を交換又は新たに搭載する船では定期的検査において、PFOSを含有していない旨のメーカーの宣言書又は試験所の試験報告書を確認することを規定した。さらに、現存船においてこれらの書類がない場合は船上での消火剤のサンプリング及び試験を実施することを規定した。